

**改正**

平成17年6月28日訓令第5号

平成23年5月20日訓令第22号

只見町予防接種事故災害補償規程

この規程は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、町が、法定外の予防接種で、自らの行政措置として実施する予防接種に係る事故の災害補償について定める。

(補償の対象)

**第1条** 町は、自己が次条に定める予防接種を行うことにより、第3条に定める補償対象者に身体障害（死亡若しくは予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に定める障害に限る。）が発生した場合（この規程の実施後に発見された場合に限る。）において、当該補償対象者に対し、この規程に従い第4条に定める補償を行う。

(対象とする予防接種)

**第2条** 前条で定める補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種で、町が自らの行政措置として自ら行うすべての予防接種とする。ただし、昭和52年4月1日以後に実施したものに限る。

2 町が委託契約書に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める町が自ら行う予防接種とみなす。

3 町が他の市町村より委託契約書に基づき委託を受けて行う予防接種は、第1項規定の自ら行う予防接種とはみなさない。

(補償対象者)

**第3条** この規程により町が補償を行う者は、前条に規定する予防接種を受けたすべてのものとする。

2 町は、前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償基準及び補償金額)

**第4条** 町は、次の基準と金額に基づき補償を行う。

(1) 補償基準

ア 補償対象者が、予防接種事故（身体障がい）が発見された日から180日以内に死亡若しくは予防接種法施行令別表第2に定める障害を被った場合に限る。

イ 補償対象者が、予防接種事故（身体障がい）が発見された日から180日以内に障がいの程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障がいの程度を決定するものとする。

(2) 補償金額

ア 死亡の場合（以下「死亡補償金」という。）…42,700,000円

イ 障害の場合（以下「障害補償金」という。）

予防接種法施行令の障害等級1級の場合…42,700,000円

予防接種法施行令の障害等級2級の場合…28,433,000円

予防接種法施行令の障害等級3級の場合…21,706,000円

ただし、甲は死亡補償金と障害補償金を重複しては給付しない。

(準用規定)

**第5条** この規程に定めていない事項については、全国町村会総合賠償補償保険制度において適用される賠償責任保険普通保険約款、予防接種実施主体特約条項及び全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書の規定を準用する。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行し平成14年6月1日から適用する。

**附 則**（平成17年6月28日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し平成17年6月1日から適用する。

**附 則**（平成23年5月20日訓令第22号）

この訓令は、公布の日から施行する。